## だいせん暮らし応援事業支援金

## (1)制度の概要

	別反り版女
	①引越支援金 ・本市の住民票に記載されている前住所地から家具等生活用品を運びいれるため 運送事業者に支払った引越代金 ・本市の住民となった日から起算して前後60日以内に支払った引越代金が対象 ・勤務先等が負担した引越代金は対象外
対象 経費等	②雪国暮らし支援金 1)除雪用具等の購入費
	2) 雪道運転講習の受講費
	※①②とも税抜価格を対象とする ※②については、本市に移住するにあたり住宅を新たに購入又は民間の賃貸住宅を 新たに賃借した者であること(ただし、補助対象者及び補助対象者と同居する者の3 親等以内の親族が所有する住宅を除く)
補助率等	2分の1
支援金 の額	①引越支援金 3万円以内 ②雪国暮らし支援金 10万円以内 ※①②とも支援金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる
補助金 交付申請 期限	①引越支援金本市の住民となった日から起算して6ヶ月以内 ②雪国暮らし支援金本市の住民となった日が属する年度の3月31日、または翌年度の3月31日
その他 条件	・条件を満たす県外からの移住者が対象です。 ・支援金の種類ごとに1世帯に対し1回限りの交付です。 (除雪用具等の購入と雪道講習の受講を分けて申請することはできません) ・要件を満たさなくなった場合など、支援金の返還が発生することがあります。

(2)対象者の要件

	対象者の要件	チェック
1	令和5年4月1日以降に本市の住民となった方	
2	市民だった方が市外に転出し、連続して5年以上市外で生活した後、再び県外から本市に住民登録する方。または、市外出身者であって新たに県外から本市に住民登録する方	
3	本市の住民となる直前に連続して1年以上、県外に住民登録していた方	
4	本市に住民登録した後、本市に5年以上居住することを誓約できる方	
5	福祉施設等への入所を目的として住民登録を行う方でないこと	
6	就学のために転入する方でないこと	
7	市税の滞納がない方	
8	生活保護法の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けている方でないこと	
9	暴力団員でないこと及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ方でないこと	
10	引越支援金については、大仙市結婚新生活支援事業を利用して引越費用に対する 補助金の交付を受けた方及び利用を予定している方でないこと	
11)	秋田県と県内市町村が共同で実施する秋田県移住・就業支援事業を利用した方及び利用を予定している方でないこと	
12	外国人移住者については永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住 者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する方	
13)	雪国暮らし支援金については、移住するにあたり住宅を新たに購入又は民間の賃貸住宅を新たに賃借していること(補助対象者及び補助対象者と同居する者の3 親等以内の親族が所有する住宅を購入又は賃借した者ではないこと)	
14)	その他市長が交付対象者として不適当と認めた方でないこと	

## (3)支援金の申請書類等(提出書類等については、申請日の3ヶ月 以内に取得している書類に限る)

	共通の提出書類	チェック		
1	だいせん暮らし応援事業支援金交付申請書(様式第1号)			
2	誓約書(様式第2号)			
3	対象経費の金額が確認できるものの写し			
4	住民票(転入した世帯員全員分)			
5	本市に住民登録する前に5年以上市外に住民登録し、かつ、直前1年は連続して 県外に住民登録していたことを証明する書類(戸籍の附票など)			
6	市税の滞納がないことを確認できる書類(納税証明書や非課税証明書など。なお、課税証明書は滞納がないことの証明書類にはならないので注意すること)			
	共通の提出書類	チェック		
7	外国人移住者については在留カードの写し(表・裏)			
8	その他、市長が必要と認める書類			

引越支援金の添付書類		
1	勤務先等が引越代金を負担している場合は、その金額を確認できるものの写し	
雪国暮らし支援金の添付書類		
1	購入した除雪用具等の個々の購入金額が確認できる明細の写し	
2	購入した除雪用具等の写真	
3	購入した住宅の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し	

## (4)支援金の返還

1	虚偽の申請が明らかになった場合	全額返還
2	申請者が本市の住民となった日から起算して3年未満で転出した場合	全額返還
3	申請者が本市の住民となった日から起算して3年以上5年未満で転出した場合	半額返還
4	その他重大な事由が明らかになった場合	返還を命ずる